

高知県耕地自然災害防止事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(新)

第1条から第12条 (略)

(附則)

- 2 この要綱は、令和13年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第8条第3項、第10条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有る。

(附則)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(旧)

第1条から第12条 (略)

(附則)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第10条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有る。

別表第1（第3条関係）

補助事業の種類	補助対象事業	補助率
耕地自然災害防止事業	ア 地域防災計画に揚げられている耕地自然災害危険地域において災害未然防止のために行う工事	アの事業にあつては、 1 補助対象事業費の10分の5以内 (ただし、地すべり区域内の地すべり対策工事については、10分の8以内) 2 1事業あたりの助成額の上限は、500万円とする。

	イ 過去に県営ほ場整備を実施した地域で、かつ流域治水に資する地区で行う排水改良工事	イの事業にあつては、 1 補助事業費の10分の5以内 2 1事業あたりの助成額の上限は500万円とする。 3 令和12年度までの措置とする。
--	---	---

別表第2（第10条関係）（略）

別表第1（第3条関係）

補助事業の種類	補助対象事業	補助率
耕地自然災害防止事業	ア 地域防災計画に揚げられている耕地自然災害危険地域において災害未然防止のために行う工事	アの事業にあつては、 1 補助対象事業費の10分の5以内 (ただし、地すべり区域内の地すべり対策工事については、10分の8以内) 2 1事業あたりの助成額の上限は、500万円とする。

	イ 過去に県営ほ場整備を実施した地域で、かつ流域治水に資する地区で行う排水改良工事	イの事業にあつては、 1 補助事業費の10分の5以内 2 1事業あたりの助成額の上限は500万円とする。 3 令和7年度までの措置とする。
--	---	--

別表第2（第10条関係）（略）